

令和7年佐久市議会第3回定例会提出予定議案

議案番号	議 案 名	説 明 者	頁
79	佐久市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び佐久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総 務 部 長	3
80	佐久市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	総 務 部 長	4
81	佐久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	企 画 部 長	5
82	佐久市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	環 境 部 長	6
83	佐久市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	福 祉 部 長	7
84	佐久市障害児通園施設条例等の一部を改正する条例の制定について	福 祉 部 長	8
85	佐久市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	福 祉 部 長	9
86	防災備蓄品一式の購入について	総 務 部 長	10 12
87	市道の路線認定について	建 設 部 長	13 16
88	市道の路線変更について	建 設 部 長	17 18
89	市道の路線廃止について	建 設 部 長	19 20
90	学習者用端末及び指導者用端末（Chromebook）の購入について	学校教育部長	21 23
91	医療事故に係る損害賠償の額を定めることについて	浅 間 病 院 事 務 長	24
92	令和6年度佐久市一般会計歳入歳出決算認定について	会 計 管 理 者	25 26

議案番号	議 案 名	説 明 者	頁
9 3	令和6年度佐久市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	会 計 管 理 者	25 ＼ 26
9 4	令和6年度佐久市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	会 計 管 理 者	25 ＼ 26
9 5	令和6年度佐久市障害者支援施設臼田学園特別会計歳入歳出決算認定について	会 計 管 理 者	25 ＼ 26
9 6	令和6年度佐久市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	会 計 管 理 者	25 ＼ 26
9 7	令和6年度佐久市奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について	会 計 管 理 者	25 ＼ 26
9 8	令和6年度佐久市環境エネルギー事業特別会計歳入歳出決算認定について	会 計 管 理 者	25 ＼ 26
9 9	令和6年度佐久市茂田井財産区特別会計歳入歳出決算認定について	会 計 管 理 者	25 ＼ 26
1 0 0	令和6年度佐久市国保浅間総合病院事業特別会計決算認定について	浅 間 病 院 事 務 長	27
1 0 1	令和6年度佐久市下水道事業特別会計の利益の処分及び決算認定について	会 計 管 理 者	28 ＼ 29
1 0 2	令和7年度佐久市一般会計補正予算（第3号）について	総 務 部 長	別冊 1
1 0 3	令和7年度佐久市一般会計補正予算（第4号）について	総 務 部 長	別冊 2
1 0 4	令和7年度佐久市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	市民健康部長	別冊 2
1 0 5	令和7年度佐久市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	市民健康部長	別冊 2
1 0 6	令和7年度佐久市国保浅間総合病院事業特別会計補正予算（第2号）について	浅 間 病 院 事 務 長	別冊 2
1 0 7	令和7年度佐久市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	環 境 部 長	別冊 2

条 例 案	7 件
事 件 案	6 件
決 算 認 定	1 0 件
予 算 案	6 件
計	2 9 件

第 7 9 号

佐久市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び佐久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

これは、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、部分休業の取得形態を見直すとともに、妊娠、出産等についての申出をした職員に対する措置等を定めるほか、所要の改正を行おうとするものであります。

第 8 0 号

佐久市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

これは、災害対策基本法の改正により、災害の定義における異常な自然現象の例示として、地盤の液状化が追加されたことに伴い、本条例で定める災害の定義を国の基準に合わせるため、所要の改正を行おうとするものであります。

第 8 1 号

佐久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

これは、国が定める標準仕様に準拠したシステムへの移行に伴い、当システムに共通機能として設けられている「住登外者宛名番号管理機能」において、個人番号が取り扱われることから、個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供等に関し、所要の改正を行おうとするものであります。

第 8 2 号

佐久市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

これは、国土交通省で定める標準下水道条例の改正に伴い、排水設備等の新設等の工事を行うことができる者について、災害その他非常の場合において、他の地方公共団体の長の指定を受けた者も工事を行うことを可能とするため、所要の改正を行おうとするものであります。

第 8 3 号

佐久市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

これは、災害対策基本法の改正により、災害の定義における異常な自然現象の例示として、地盤の液状化が追加されたことに伴い、本条例で定める災害の定義を国の基準に合わせるため、所要の改正を行おうとするものであります。

第 8 4 号

佐久市障害児通園施設条例等の一部を改正する条例の制定について

これは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、引用する同法の条項を改めようとするものであります。

第 8 5 号

佐久市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

これは、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による児童福祉法の一部改正により、乳児等通園支援事業が新たな給付制度として規定されたことに伴い、条例で定めるとされた乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について、必要な事項を定めようとするものであります。

第 8 6 号

防災備蓄品一式の購入について

これは、地域全体の防災力を高めるとともに、災害時等に開設される避難所の生活環境の改善に資する防災備蓄品一式を購入するため、議会の議決を求めるものであります。

この防災備蓄品一式の購入につきましては、本年 7 月 2 5 日の 1 4 業者による指名競争入札の結果、2, 5 3 0 万円で佐久市望月 8 2 8 番地 5 の川西消防設備有限会社（代表取締役 小山 貴住 氏）に決定いたしました。

なお、本件は、新しい地方経済・生活環境創生交付金を充当して実施するものであります。

売 買 仮 契 約 書



佐久市（以下「発注者」という。）と 川西消防設備有限会社（以下「受注者」という。）は、物品の売買について、次のとおり仮契約を締結する。

なお、佐久市議会の議決があったときは、この売買仮契約書を地方自治法第234条第5項に規定する契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（売買物品）

第1条 売買物品（以下「物品」という。）の名称および数量等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 品 名 防災備蓄品一式
- (2) 品質・規格・寸法等 詳細は添付仕様書のとおり
- (3) 数 量 一式

（売買代金）

第2条 売買代金は、金 25,300,000円（消費税含む）とする。
（うち消費税額 2,300,000円）

（物品の納入）

第3条 物品の納入期限及び納入場所並びに納入完了時期は、次のとおりとする。

- (1) 納 入 期 限 議決の日から 令和7年12月22日
- (2) 納 入 場 所 防災備蓄倉庫他4か所
- (3) 納入完了時期 第5条の規定により発注者が行う検査に合格したときとする。

（売買代金の支払）

第4条 受注者は、第5条の規定による検査に合格した後、支払請求書を発注者に提出して代金の支払を請求するものとし、発注者は適法な請求書を受領した日から、30日以内に当該代金を支払う。

（物品の検査）

第5条 第1条の物品は、発注者の定める方法により、発注者又は発注者の指定する職員が検査を行う。

- 2 前項の検査の結果不合格となった物品は、直ちに取替え再検査を受けなければならない。
- 3 前2項の検査に要する一切の費用は受注者の負担とする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、金 2,530,000円とする。



- 2 受注者は、佐久市財務規則第124条第1項の規定により、前項の金額を発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。
- 3 発注者は、佐久市財務規則第130条第1項の規定により、第1項の金額を速やかに受注者に還付しなければならない。

（遅延利息等）

第7条 発注者又は受注者は、第3条又は第4条に定める期限内に物品を納入ができないおそれのあるとき、又は代金の支払ができないおそれのあるときは、その旨理由を付して当該期限前に相手方に通知しなければならない。

- 2 発注者又は受注者は、その責に帰すべき事由により、第3条又は第4条に定める期限内に物品を納入できなかったとき、又は代金を支払わなかったときは、翌日から物品を納入した日、又は代金を支払った日までの日数に応ずる遅延利息を相手方の請求に基づいて支払わなければならない。
- 3 前項の遅延利息は、売買代金に対し年2.5パーセントとする。
- 4 発注者又は受注者は、相手方がこの契約を履行しなかったことにより受けた損害が契約保証金又は遅延利息の額を越える場合は、その越える額について、相手方に損害賠償を請求することができる。

5 天災地変等で発注者がやむを得ないと認めるとき、又は発注者の都合により納入期日が遅れたときは、延滞料を徴収しない。

(危険負担)

第8条 第5条の規定による検査の前に生じた物品の亡失、又は棄損による損害は、受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第9条 第5条の規定による検査の後に発見された契約不適合、又は発注者の正常な管理にもかかわらず生じた契約不適合があるときは、発注者の請求により受注者は直ちに自己の負担で修理し、又は新品と取り替えなければならない。

(事情変更)

第10条 発注者は、必要があるときは、第1条に規定する内容を変更させ、又は納入の中止をさせることができる。

2 この契約締結後の契約期間内に、市場価格の著しい上昇により売買代金での納入が困難になった場合、又は市場価格の著しい下落が生じた場合は、市場価格の変動率を勘案して発注者受注者協議を行い、変更契約ができるものとする。

(契約の解除等)

第11条 発注者は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしに契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者にこの契約の締結又は履行について、不正の行為があったとき。
- (2) 受注者がこの契約に違反したとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、受注者がこの契約を履行できないと発注者が認めたとき。
- (4) 契約の解除その他この契約に定めのない事項については、佐久市財務規則に定めるところによるものとする。

(損害賠償)

第12条 前条第1項の規定により契約が解除され発注者に損害が生じたときは、受注者はその損害の責を負う。

2 前条の解除により受注者に生じた損害については、発注者はその責を負わない。

(費用負担)

第13条 この契約に要する費用及び物品納入に至るまでに必要なすべての費用は、受注者の負担とする。

(疑義の解決方法)

第14条 この契約の実施に関し、発注者受注者間に疑義のある時は発注者受注者協議のうえ解決するものとする。

この契約の成立を証するため仮契約書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ発注者受注者各1通を所持する。

令和7年7月28日

発注者 佐久市中込3056番地
佐久市
佐久市長 柳田 清二



受注者 佐久市望月828番地5
川西消防設備有限会社
代表取締役 小山 貴住



第 87 号

市道の路線認定について

これは、市道を路線認定しようとするものであり、その概要は、次のとおりであります。

- 市道 1 - 2 7 2 号線 位置図 1
- 市道 3 1 - 3 3 1 号線 位置図 2

これらの路線は、宅地分譲のための開発に伴い築造され、市道認定基準に適合している道路であります。

- 市道 3-81 号線 位置図 3

この路線は、県立武道館へのアクセス道路として社会資本整備総合交付金道路事業により整備される道路であります。







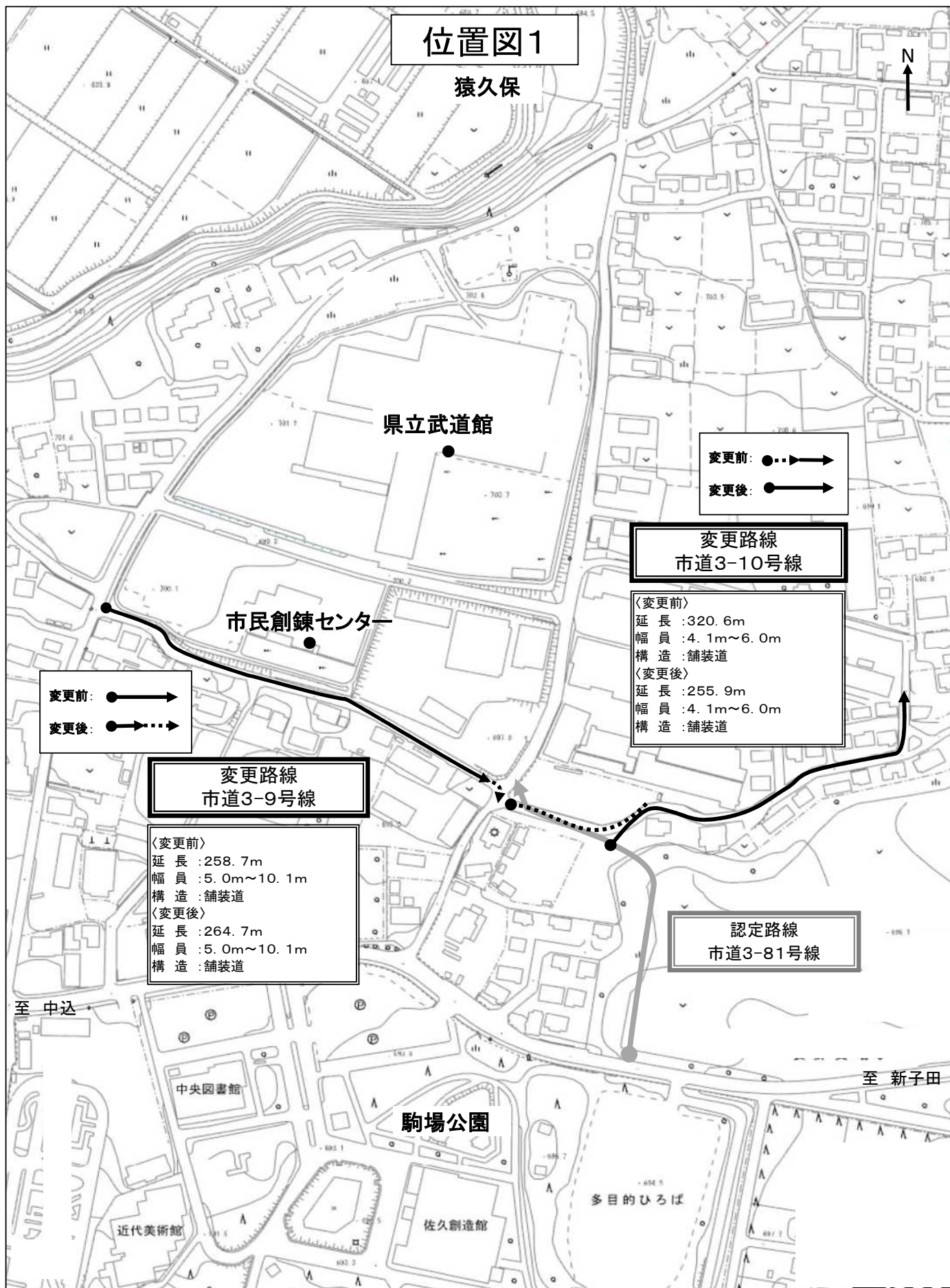
第 8 8 号

市道の路線変更について

これは、市道を路線変更しようとするものであり、その概要は、次のとおりであります。

- 市道 3－9 号線 位置図 1
- 市道 3－10 号線 位置図 1

これらの路線は、社会資本整備総合交付金道路事業による県立武道館へのアクセス道路の整備に伴い起点及び終点が変更となるため、路線変更するものであります。



第 8 9 号

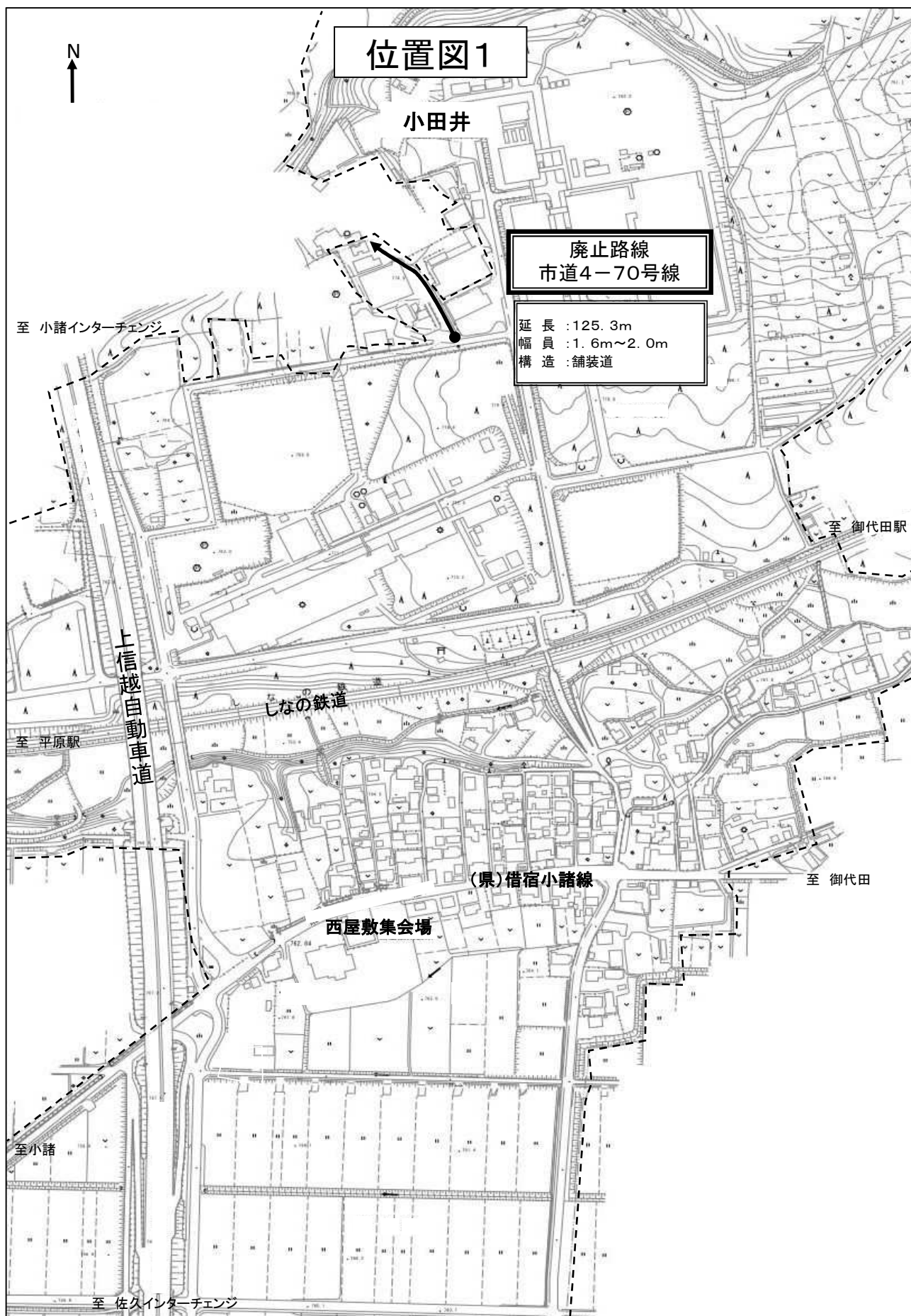
市道の路線廃止について

これは、市道を路線廃止しようとするものであり、その概要は、次のとおりであります。

○ 市道 4 - 7 0 号線

位置図 1

この路線は、隣接する民間事業者の事業用地と一体で利用されている状況のため、市道路線を廃止しようとするものであります。



位置図1

小田井

廃止路線
市道4-70号線

延長 : 125.3m
幅員 : 1.6m~2.0m
構造 : 舗装道

至 小諸インターチェンジ

至 御代田駅

上信越自動車道

至 平原駅

しなの鉄道

(県)借宿小諸線

西屋敷集会場

至 御代田

至 小諸

至 佐久インターチェンジ

学習者用端末及び指導者用端末（Chromebook）の購入について

これは、GIGA スクール構想に基づく既存の端末の更新に当たり、児童及び教員用の端末（Chromebook）5, 896 台を購入するため、議会の議決を求めるものであります。

この学習者用端末及び指導者用端末の購入につきましては、長野県が実施した共同調達に係るプロポーザルの選定結果を基に、随意契約により、2 億 7, 239 万 5, 200 円で松本市大字和田 4010 番 10 のキッセイコムテック株式会社（執行役員 公共・医療ソリューション事業部長 深石 文夫 氏）に決定いたしました。

なお、本件は、公立学校情報機器整備費補助金を充当して実施するものであります。



売 買 仮 契 約 書

佐久市（以下「発注者」という。）と キッセイコムテック株式会社（以下「受注者」という。）は、物品の売買について、次のとおり仮契約を締結する。

なお、佐久市議会の議決があったときは、この売買仮契約書を地方自治法第234条第5項に規定する契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（売買物品）

第1条 売買物品（以下「物品」という。）の名称および数量等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 品 名 Chromebook
- (2) 品質・規格・寸法等 詳細は添付仕様書のとおり
- (3) 数 量 5,896台

（売買代金）

第2条 売買代金は、金 272,395,200円（消費税含む）とする。
（うち消費税額 24,763,200 円）

（物品の納入）

第3条 物品の納入期限及び納入場所並びに納入完了時期は、次のとおりとする。

- (1) 納 入 期 限 議決の日から 令和8年3月25日
- (2) 納 入 場 所 市内小学校14校
- (3) 納入完了時期 第5条の規定により発注者が行う検査に合格したときとする。

（売買代金の支払）

第4条 受注者は、第5条の規定による検査に合格した後、支払請求書を発注者に提出して代金の支払を請求するものとし、発注者は適法な請求書を受理した日から、30日以内に当該代金を支払う。

（物品の検査）

第5条 第1条の物品は、発注者の定める方法により、発注者又は発注者の指定する職員が検査を行う。

- 2 前項の検査の結果不合格となった物品は、直ちに取替え再検査を受けなければならない。
- 3 前2項の検査に要する一切の費用は受注者の負担とする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、金 27,239,520 円とする。

- 2 受注者は、佐久市財務規則第124条第1項の規定により、前項の金額を発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。
- 3 発注者は、佐久市財務規則第130条第1項の規定により、第1項の金額を速やかに受注者に還付しなければならない。

（遅延利息等）

第7条 発注者又は受注者は、第3条又は第4条に定める期限内に物品を納入ができないおそれのあるとき、又は代金の支払ができないおそれのあるときは、その旨理由を付して当該期限前に相手方に通知しなければならない。

- 2 発注者又は受注者は、その責に帰すべき事由により、第3条又は第4条に定める期限内に物品を納入できなかったとき、又は代金を支払わなかったときは、翌日から物品を納入した日、又は代金を支払った日までの日数に応ずる遅延利息を相手方の請求に基づいて支払わなければならない。

- 3 前項の遅延利息は、売買代金に対し年2.5パーセントとする。

- 4 発注者又は受注者は、相手方がこの契約を履行しなかったことにより受けた損害が契約保証金又は遅延利息の額を越える場合は、その越える額について、相手方に損害賠償を請求することができる。



5 天災地変等で発注者がやむを得ないと認めるとき、又は発注者の都合により納入期日が遅れたときは、延滞料を徴収しない。

(危険負担)

第8条 第5条の規定による検査の前に生じた物品の亡失、又は棄損による損害は、受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第9条 第5条の規定による検査の後に発見された契約不適合、又は発注者の正常な管理にもかかわらず生じた契約不適合があるときは、発注者の請求により受注者は直ちに自己の負担で修理し、又は新品と取り替えなければならない。

(事情変更)

第10条 発注者は、必要があるときは、第1条に規定する内容を変更させ、又は納入の中止をさせることができる。

2 この契約締結後の契約期間内に、市場価格の著しい上昇により売買代金での納入が困難になった場合、又は市場価格の著しい下落が生じた場合は、市場価格の変動率を勘案して発注者受注者協議を行い、変更契約ができるものとする。

(契約の解除等)

第11条 発注者は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしに契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 受注者にこの契約の締結又は履行について、不正の行為があったとき。

(2) 受注者がこの契約に違反したとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、受注者がこの契約を履行できないと発注者が認めたとき。

(4) 契約の解除その他この契約に定めのない事項については、佐久市財務規則に定めるところによるものとする。

(損害賠償)

第12条 前条第1項の規定により契約が解除され発注者に損害が生じたときは、受注者はその損害の責を負う。

2 前条の解除により受注者に生じた損害については、発注者はその責を負わない。

(費用負担)

第13条 この契約に要する費用及び物品納入に至るまでに必要なすべての費用は、受注者の負担とする。

(疑義の解決方法)

第14条 この契約の実施に関し、発注者受注者間に疑義のある時は発注者受注者協議のうえ解決するものとする。

この契約の成立を証するため仮契約書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ発注者受注者各1通を所持する。

令和7年7月28日

発注者 佐久市中込3056番地

佐久市

佐久市長 柳田 清二



受注者 長野県松本市大字和田4010番10

キッセイコムテック株式会社

執行役員 公共・医療ソリューション事業部長

深石 文夫



第 9 1 号

医療事故に係る損害賠償の額を定めることについて

これは、令和元年 7 月、佐久市立国保浅間総合病院の訪問看護において身体介助時の転倒により、佐久市在住の患者が外傷性硬膜下血腫を発症し、その後、他の医療機関において血腫除去等の治療を実施するため、診療等を受けることとなった医療事故につき、相手方と合意に達したので、損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

なお、損害賠償の額は、1, 3 4 7, 3 5 0 円とし、佐久市が相手方に当該額を支払うことにより、和解するものであります。

令和6年度 佐久市一般会計・特別会計歳入決算総括表

(単位:円)

議案 番号	区 分 会 計 名	歳 入					
		予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
第92号	一 般 会 計	53,296,209,000	53,460,495,884	52,652,743,277	183,015,651	624,736,956	△ 643,465,723
第93号	国民健康保険特別会計(事業勘定)	9,485,786,000	9,876,963,475	9,620,349,752	15,148,970	241,464,753	134,563,752
	〃 (浅科診療所勘定)	16,062,000	18,960,433	16,372,309	0	2,588,124	310,309
第94号	介 護 保 険 特 別 会 計	10,245,872,000	10,274,133,924	10,252,527,165	5,808,762	15,797,997	6,655,165
第95号	障害者支援施設臼田学園特別会計	153,240,000	153,238,535	153,238,535	0	0	△ 1,465
第96号	後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	1,594,797,000	1,602,416,276	1,599,424,876	726,100	2,265,300	4,627,876
第97号	奨 学 資 金 特 別 会 計	36,639,000	37,985,894	37,067,094	0	918,800	428,094
第98号	環 境 エ ネ ル ギ ー 事 業 特 別 会 計	175,533,000	175,534,146	175,534,146	0	0	1,146
第99号	茂 田 井 財 産 区 特 別 会 計	1,508,000	1,509,738	1,509,738	0	0	1,738
計		75,005,646,000	75,601,238,305	74,508,766,892	204,699,483	887,771,930	△ 496,879,108

令和6年度 佐久市一般会計・特別会計歳出決算総括表

(単位:円)

議案 番号	区 分 会 計 名	歳 出					
		予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額 との 比 較	歳入歳出差引額 繰 越 額
第92号	一 般 会 計	53,296,209,000	50,920,318,850	1,588,234,000	787,656,150	2,375,890,150	1,732,424,427
第93号	国民健康保険特別会計(事業勘定)	9,485,786,000	9,466,631,038	0	19,154,962	19,154,962	153,718,714
	〃 (浅科診療所勘定)	16,062,000	14,883,402	0	1,178,598	1,178,598	1,488,907
第94号	介護保険特別会計	10,245,872,000	10,007,429,639	0	238,442,361	238,442,361	245,097,526
第95号	障害者支援施設臼田学園特別会計	153,240,000	151,831,214	0	1,408,786	1,408,786	1,407,321
第96号	後期高齢者医療特別会計	1,594,797,000	1,593,414,780	0	1,382,220	1,382,220	6,010,096
第97号	奨学資金特別会計	36,639,000	36,595,856	0	43,144	43,144	471,238
第98号	環境エネルギー事業特別会計	175,533,000	175,436,848	0	96,152	96,152	97,298
第99号	茂田井財産区特別会計	1,508,000	1,386,445	0	121,555	121,555	123,293
計		75,005,646,000	72,367,928,072	1,588,234,000	1,049,483,928	2,637,717,928	2,140,838,820

第100号

令和6年度 佐久市国保浅間総合病院事業特別会計決算報告書

(1)収益の収入及び支出
収入

(単位:円)

区分	予算額				税込決算額	予算額に比べ決算額の増減	備考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合計			
病院事業収益	8,074,913,000	△ 47,657,000	0	8,027,256,000	8,166,806,354	139,550,354	うち仮受消費税及び地方消費税52,376,310

支出

(単位:円)

区分	予算額								税込決算額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不用額	備考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合計				
病院事業費用	8,327,585,000	7,145,000	0	0	0	8,334,730,000	0	8,334,730,000	8,249,349,855	0	85,380,145	うち仮払消費税及び地方消費税198,330,789

(2)資本の収入及び支出
収入

(単位:円)

区分	予算額						税込決算額	予算額に比べ決算額の増減	備考
	当初予算額	補正予算額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費通次繰越額に係る財源充当額	合計			
資本の収入	450,153,000	△ 57,110,000	393,043,000	0	0	393,043,000	389,411,000	△ 3,632,000	

支出

(単位:円)

区分	予算額							税込決算額	翌年度繰越額			不用額	備考
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	合計		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	合計		
資本の支出	786,220,000	△ 90,142,000	0	696,078,000	0	0	696,078,000	680,649,910	0	0	0	15,428,090	うち仮払消費税及び地方消費税24,859,225

第101号

令和6年度 佐久市下水道事業特別会計決算報告書

(1)収益的收入及び支出
収入

(単位:円)

区分	予算額				税込決算額	予算額に比べ決算額の増減	備考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合計			
下水道事業収益	3,377,496,000	37,371,000	0	3,414,867,000	3,428,698,321	13,831,321	うち仮受消費税及び地方消費税191,231,824

支出

(単位:円)

区分	予算額								税込決算額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不用額	備考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合計				
下水道事業費用	3,359,941,000	△ 69,727,000	0	0	0	3,290,214,000	0	3,290,214,000	3,197,353,964	9,306,000	83,554,036	うち仮払消費税及び地方消費税96,812,653

(2)資本的收入及び支出
収入

(単位:円)

区分	予算額						税込決算額	予算額に比べ決算額の増減	備考
	当初予算額	補正予算額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費通次繰越額に係る財源充当額	合計			
資本的收入	1,709,770,000	△ 483,037,000	1,226,733,000	117,902,000	0	1,344,635,000	1,346,795,234	2,160,234	

支出

(単位:円)

区分	予算額							税込決算額	翌年度繰越額			不用額	備考
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	合計		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	合計		
資本的支出	3,224,203,000	△ 439,199,000	0	2,785,004,000	180,482,000	0	2,965,486,000	2,830,064,931	0	0	0	135,421,069	うち仮払消費税及び地方消費税60,948,321

令和6年度 佐久市下水道事業剰余金処分計算書(案)

(単位:円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益 剰余金
当年度末残高	20,401,029,279	517,923,843	595,339,500
議会の議決による処分額	100,000,000	0	△ 290,000,000
資本金組入れ	100,000,000	0	△ 100,000,000
減債積立金	0	0	△ 140,000,000
建設改良積立金	0	0	△ 50,000,000
処分後残高	20,501,029,279	517,923,843	(繰越利益剰余金) 305,339,500

佐久市普通会計 財政状況(主要財政指数等)の推移

項目 年度	歳入決算額 (千円)	歳出決算額 (千円)	実質収支 比 率 (%)	財政力 指 数	経常収支 比 率 (%)	財政健全化判断比率				標準財政規模 (千円)	市債現在高 (千円)	基金現在高 (千円)	債務負担行為額 (千円)
						実質赤字 比 率 (%)	連結実質 赤字比率 (%)	実質公債費 比 率 (%)	将来負担 比 率 (%)				
R6	52,800,785	51,066,483	5.0	0.511	86.9	—	—	2.7	—	29,952,779	39,619,085	34,909,294	8,847,073
対前年度比較 (R6－R5)	1,628,334	1,711,546	1.3	0.006	2.1	—	—	1.3	—	777,245	△ 3,046,969	129,791	2,517,982
R5	51,172,451	49,354,937	3.7	0.505	84.8	—	—	1.4	—	29,175,534	42,666,054	34,779,503	6,329,091
R4	58,676,637	57,261,047	3.9	0.506	82.1	—	—	0.7	—	28,653,384	45,967,370	34,211,695	5,595,010
R3	61,847,219	58,587,429	5.4	0.508	78.6	—	—	0.2	—	28,776,214	46,434,989	33,071,752	11,804,652
R2	67,271,212	63,267,546	3.6	0.511	82.1	—	—	△ 0.2	—	28,170,338	45,912,419	29,568,196	8,222,841
R1	50,102,046	48,499,248	4.1	0.507	81.8	—	—	△ 0.6	—	27,532,846	45,400,415	32,380,124	7,006,995
H30	46,091,086	44,907,618	3.4	0.505	81.9	—	—	△ 0.3	—	28,000,262	45,658,538	31,663,654	7,628,200
H29	45,040,793	44,090,365	2.7	0.504	82.2	—	—	0.0	—	27,776,477	47,863,740	32,067,994	7,700,574
H28	50,907,526	49,774,113	3.7	0.506	82.9	—	—	0.0	—	27,850,994	50,340,966	32,064,523	3,331,104
H27	52,192,552	50,483,939	4.8	0.507	78.4	—	—	0.1	—	28,223,834	49,358,390	32,337,781	7,225,966
H26	51,134,515	48,942,090	3.7	0.510	80.0	—	—	0.8	—	27,388,473	47,550,021	31,234,245	12,174,179
H25	48,123,555	46,717,183	3.7	0.512	79.9	—	—	1.5	—	27,368,621	45,823,239	30,707,735	8,243,903
H24	50,414,764	49,347,822	3.7	0.515	81.2	—	—	3.0	—	27,160,246	44,191,084	28,693,318	6,301,601
H23	46,862,351	45,118,198	3.5	0.528	78.2	—	—	4.2	—	26,808,883	41,527,933	26,992,709	4,817,460
H22	47,444,160	45,956,055	4.2	0.549	78.8	—	—	5.7	—	26,604,945	41,332,594	24,654,262	4,817,150
H21	48,315,926	47,095,520	3.5	0.569	81.9	—	—	6.7	—	25,970,892	40,299,646	21,677,080	4,521,071
H20	49,676,242	48,699,470	3.2	0.577	83.9	—	—	7.8	—	25,401,792	39,591,012	19,803,728	1,157,205
H19	41,396,944	40,525,824	3.4	0.561	83.4	—	—	9.2	33.7	23,890,474	37,443,884	19,740,146	2,174,386
H18	40,421,612	39,536,200	3.0	0.531	80.1			11.9		24,552,708	38,177,425	20,379,219	1,245,758
H17	42,259,271	41,416,594	2.9	0.499	79.9			12.0		24,410,374	39,906,384	19,757,365	1,639,373

※健全化判断比率（実質公債費比率は除く）がマイナスの場合は制度上【数値なし】